

団地会館の利用基準

団地会館は、つぎの点に留意して利用する。

1 制限される活動内容

- ・対面での活動、隣り合う活動
- ・人が接触するような活動
- ・大声を出すような活動
- ・密閉した状況となる活動
- ・飲食（水分補給のための飲み物は可）

2 利用できる範囲

- ・会議、研修、講習会、集団検診
（物品販売、展示会等営利を伴う活動は許可しない。）
- ・利用時間は、平日、休日とも9：00～17：00を基本とする。

3 対策

- ・ホールは40人、会議室は10人の利用を限度とする。
- ・利用責任者は、利用者の新型コロナウイルス感染予防対策に努め、以下のことを実施する。

- ① 隣同士の距離は2mを保つこと。
- ② 利用前の体温チェック
- ③ 健康チェック
- ④ 利用時のマスク着用
- ⑤ 利用施設のドアの開放
- ⑥ 手指の消毒
- ⑦ 利用後使用した、机、椅子、マイク、ホール・会議室・トイレ・玄関等のドアノブを消毒アルコール等で拭く。
- ⑧ 利用者名簿を作成（書式任意で利用責任者保管）し、利用者の把握に努める。
（名簿には住所、電話番号についても明記する。）
- ⑨ ⑥と⑦に必要な消毒アルコールやタオル等は利用責任者が用意する。

以上については、令和3年4月1日から当面の間実施する。

但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、利用についての制限の緩和や、利用不可の場合がある。